

平成25年12月

高砂市議会定例会参考資料

議員提案議案関係

目 次

ページ

高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表	1
高砂市議会の議決すべき事件を定める条例の概要	2

高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表

1 改正の趣旨 諸情勢の変化により、議員の定数を22人から21人とするものである。

2 新旧対照表

(_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、高砂市議会議員の定数は、 <u>22人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、高砂市議会議員の定数は、 <u>21人</u> とする。

高砂市議会の議決すべき事件を定める条例の概要

【制定の趣旨】

議会がその権能を拡大する意思を持つこと及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正（平成23年法律第35号）により市町村の基本構想の策定義務（改正前の法第2条第4項）が撤廃されたことから、高砂市議会として議決すべき事件の維持と拡大を図るものである。

【条例の概要】

第1号において、高砂市が市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める基本構想の策定、変更又は廃止に関することを法第96条第2項の議会の議決すべき事件（以下「議決事件」という。）と定め、議会の権能を維持するとともに、併せて第2号において、基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することも議決事件と定め、議会の権能を拡大するものである。

また、議会の権能をさらに高めるため、第3号において、前2号に掲げるもののほか、議会及び市長等執行機関が協議し、議決すべき事件であると認めたものを議決事件とするものである。

ただし、第3号の規定の運用に当たっては、議会及び市長等執行機関は濫用しないものとし、議決事件とするときは議会運営委員会で取扱いを協議するものとする。